

地域公共交通について考える 19

●総合福祉センターで「説明会」を開催しました

7月4日(木)の10時50分、5日(金)の15時から、総合福祉センターにおいて、センター利用者を対象とした説明会を開催しました。4日は92名!、5日は40名!ものかたに集まって頂き、熱気ある雰囲気(以下の写真を参考下さい)のなかで進められました。

まずは、事務局(総務部総務政策課)が昨年度策定した「太子町地域公共交通網形成計画」を概説し、その後、再編計画の具体的内容について説明しました。本誌前号で説明しました通り、総合福祉センターバスと予約型乗合ワゴンは、このたび、再編されることになります。そして、公共交通を利用できる人は公共交通を利用し、主に身体的な理由で公共交通を利用することが困難な(できない)人は「福祉の移動サービス」を利用する、という考えかたが基本となります。

したがって、これまで総合福祉センターバスや予約型乗合ワゴンを利用して、総合福祉センターに行っていたかたのうち、「公共交通を利用できる人」は今後、金剛バスや太子町が新たに運行するバスに乗って、総合福祉センターに行くことになります。お住まいの場所によっては、役場前での「乗り換え」が必要になるかたも出てきます。

邪魔くさい、不便と思われる方も仕方ありません。しかしながら、これまではないメリットもあります。現在の総合福祉センターバスは便数に限りがありますが、新しい地域公共交通システムでは、最低でも1時間1本、太子町が運行するバスが総合福祉センターを経由しますので、自分の好きな時間に行き、好きな時間に帰宅できるようになります。つまり、みなさん各々の生活リズムに合わせることができるようになります。



総合福祉センターでの説明会の様子

当日参加のみなさんは、静かにうなずいて聴いて下さいました。そして、説明会が終わった後、「少し不

便になるかもしれないけど、良いこともあるなら、それはそれでええんちゃうかな」と、数名のかたにそのような言葉を頂きました。

総合福祉センターを利用されているかたには、少しばかりの不便をおかけすることになりますが、太子町全体の地域公共交通を良くしていくために、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

●「葉室地区」で地区説明会を開催しました

7月14日(日)の19時から1時間半ほど、葉室地区集会所において、葉室地区の住民を対象とした説明会を開催しました。当日は、雨の降るなかの遅い時間にも関わらず、22名のみなさんが集まって下さいました。

内容は、総合福祉センターでの説明会と同様、事務局が昨年度策定した「太子町地域公共交通網形成計画」を概説し、再編計画について説明しました。

葉室地区の多くが太子町の定める「公共交通空白・不便地域」(バス停から300mの圏域)に含まれていないため、地域公共交通の検討が始まって2年余りが経ちますが、今回が初めての地区説明会になります。地域公共交通会議が「公共交通空白・不便地域の交通環境の改善」を優先して検討してきたため、対応が遅くなりましたことを会長としてお詫び申し上げます。

みなさん大変熱心に説明を聞いておられ、質疑応答も非常に活発でした。そして、その場で住民のみなさんより、2点の提案が示されました。葉室地区のみなさんが積極的に検討された提案ですので、今後、金剛自動車と相談しながら、地域公共交通会議と事務局で前向きに検討を進めていきたいと思っております。

①バス停「葉室」と「御陵前」の区間にバス停を1か所(葉室公園もしくは近つ飛鳥博物館入口前)増設してほしい。

- 以前から、住民のみなさんより、バス停「葉室」と「御陵前」の区間が離れすぎているとの意見がありました。太子町が定める「公共交通空白・不便地域」からも外れているため、今回の取り組みのなかで改善が必要だと思います。また、ここ数年間で上記区間の周辺に新興住宅が増えていきます。
- 近つ飛鳥博物館利用者からも、バス降車後の案内が物理的に分かりにくいとの意見もあります。上記場所にバス停を増設することで問題は解決され、利用者にとっても、利便性の向上が図れるの

ではないかと思えます。

- さらに、「太子町いきいき交流広場」を利用するかたの利便性が格段と向上することは明らかです。

②バス停「仏眼寺橋」の場所を太井川護岸工事施工前の場所に復旧（移動）してほしい。

- 状況としては、太井川の護岸工事の際に、バス停「仏眼寺橋」を現在の場所に仮設したが、工事が完了しているにも関わらず、元の場所に戻っていない。
- 河川護岸工事は既に完了しているため、以前の場所に復旧することは、当然の意見だと思えますので、金剛自動車および道路管理者に相談しながら、復旧できるように調整します。



葉室地区での地区説明会の様子

私自身、今回初めて葉室地区のかたの話をお聞きしましたが、根拠が明確なご提案を頂けたことに大変嬉しく思っています。その地域に住む住民のかたでしか分からない視点が含まれていて、私自身、大変勉強になりました。他の地区のかたもみなさんで話し合っ、改善に向けた、いろいろなご提案をよろしく願います。

●富山市の事例——公共交通と健康の関係

本誌前号で「お出かけ支援制度(案)」を説明しました。高齢のかたの公共交通による外出を支援するために、金剛自動車による既存路線や新規路線を利用する70歳以上のかた（太子町在住：登録が必要です）に対して、1回の利用につき100円の割引チケットを発行するという制度です。先日、これに関連する新聞記事を目にしましたので、以下に紹介（抜粋）します。

鉄道やバスなどの公共交通を利用する人はよく歩き、かかる医療費が少ない——。こんな調査結果を富山市がまとめた。位置情報や歩数が分かる特別な機器を市民に配布して分析したという入念な調査だ▼公共

交通を利用して都心部を訪れた人の平均滞在時間は約3時間で、マイカー利用者の約2倍、歩数は1.8倍も多く、広範囲に街を回遊していた。そして高齢者では、1日の歩数が多いと医療費が低めという結果も出た▼富山市には、都心部に出掛ける電車代やバス代が100円で済む「おでかけ定期券」という高齢者への優遇制度がある。制度の利用者は、利用していない人に比べて平均歩数が2割近く多く、医療費は年間1人当たり7万円以上も低かった▼公共交通を利用して外出し、歩く機会が増えたためだと思われる。制度は約2万5千人が利用していて、医療費の削減効果は単純計算で年間18億円以上にも上る▼制度のために使われる市の予算は1億円ほど。それを大きく上回る効果があった。公共交通の利用を高めることで、健康づくりや財政改善にもつながるわけだ▼最近、高齢者の運転ミスによる事故が相次ぐ。免許を返納しやすくするため、公共交通の充実は不可欠でもある。ならば、もっと公的な資金を投じてもいいのではないか。超高齢社会を迎え、発想の転換が必要だ。

【出典】鉄道やバスなどの公共交通を利用…（山陽新聞 digital）<https://www.sanyonews.jp/article/914041>（2019年7月18日確認）。

●お願い——「地域公共交通について考える」を必ず読んで頂くよう、周囲のみなさんにお伝え下さい！

上記の説明会で、本誌の“このページ”「地域公共交通について考える」をお読み頂いているかを質問したところ・・・みなさん、あまり読んでおられないようです・・・。文字ばかりで読みにくいかもかもしれませんが、分かりやすさを心掛けて、毎月、一生懸命に書いております。

特に7月号（前号）に掲載されたことは、太子町の地域公共交通の具体的な内容を紹介している、大変重要な情報です。みなさんは、今、お読み頂いているわけですから（とても感謝しております）、周囲のお知り合いのかたに、是非とも「地域公共交通について考える」を読んで頂くよう、お伝え頂ければ幸いです。

本誌を通じて、1人でも多くのかたに地域公共交通に関心を持ってもらい、みんなで一緒に太子町の地域公共交通について考えていきたいと思っていますので、引き続きご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長（大阪産業大学経済学部・大学院経済学研究科教授）の小川雅司氏が執筆したものである

第11回

富田林商工会太子町支部

夏祭り

with たいし聖徳市



8月10日(土)

午後5時～9時30分

太子町役場駐車場

(小雨決行)

縁日
商工会&聖徳市
午後5時～

オーニングイベント
午後5時30分～

大抽選会
会場内で抽選券を販売
午後7時～



盆踊り

午後8時～

主催 富田林商工会太子町支部
協賛 たいし聖徳市実行委員会
協力 太子町婦人会

※ 駐車場がありませんので、車でのご来場は、ご遠慮ください。

◆ 問合せ ☎ 98-5521

催し

時代行列衣装展 開催中!

竹内街道交流館で、時代行列で実際に使われている衣装を展示しています。展示されている衣装は、太子町在住の有志が作製されたものです。華やかな衣装ばかりですので、みなさま、ぜひ、一度ご覧ください(期間中衣装の入れ替えもあります)。

【と き】 10月6日(日)まで

午前10時～午後4時

【ところ】 竹内街道交流館(大道旧山本家住宅となり)

【開館日】 土日、祝日

【入館料】 無料

◆問合せ 太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600

花の文化園 8月イベント

■スイカ割りゲーム

昨年好評だったスイカ割りゲームを今年も行います。園で育てたスイカを割ることができるかな?

【と き】 8月17日(土)

午前11時～

※スイカがなくなるまで。

【ところ】 芝生広場

【参加費】 300円

※入園料は別途必要です。

【予 約】 不要(先着順)

■自然かんさつ会

その季節にしか見ることのできない園内の花や植物の営み、姿を観察します。

【と き】 8月31日(土)

午後2時～(約1時間)

【定 員】 15人

【参加費】 500円(ドリンク付き・入園料は別途必要です)

【予 約】 要予約

■8月の見頃の花のご紹介

8月上旬 ハナイカダの実

8月上旬～下旬 ウツボカズラ、マダガスカルジャズミン、キレンゲショウマ

8月中旬～下旬 タイタンビカス

■花の文化園

8月の開園時間: 午前9時30分～午後

5時(入園は閉園の1時間前まで)

8月の入園料: 大人540円

高校生220円 中学生以下無料

◆問合せ

大阪府立花の文化園

☎63-8739

ラ・フォレスタ

私たちが住む日本にはたくさんのカエルが住んでいます。その中でもヒキガエルと呼ばれるカエルを知っていますか? ヒキガエルは実はあまり水が好きではなく、そして冬に繁殖をします。そんな知る人ぞ知るヒキガエルの話を聞いてみませんか? 当日はヒキガエルが餌を食べる様子も観察できます。

【と き】 8月25日(日)

午前10時～11時

【ところ】 南河内林業総合センター

ラ・フォレスタ

【講 師】 浅妻 祐一郎氏

(兵庫県立大学森林動物研究センター大学院在学)

【定 員】 各回15人(定員になり次第締め切ります)

【参加費】 300円(資料代を含む)

【持ち物】 特になし

◆申込・問合せ

ラ・フォレスタ ☎72-0090

<http://www.sinrin.org/foresta/>

夏休み親子映画会

太子町人権協会子どもの人権を守る部会主催の映画会を行います。

参加費は無料ですので、ぜひ、ご参加ください。

【と き】 8月4日(日)

午後6時30分

開場: 午後6時

【と ころ】 町立万葉ホール

【上映作品】 BOSS BABY

(ボス・ベイビー)

【上映時間】 97分

【注意事項】

中学生以下は、保護者同伴で来てください(子どもだけの入場はできません)。

保護者は近所のおじいちゃん・おばあちゃん・お兄ちゃん・お姉ちゃん・おじさん・おばさん・友だちのお父さん、お

母さんでも大丈夫です。

◆問合せ

住民人権課 ☎98-5515

お知らせ

太子町飲食店舗開業補助金
交付申請の延長

町での開業・空き家の利用を促進するための「太子町飲食店舗開業補助金」の交付申請期間を延長します。

交付申請書に必要な書類を添えて観光産業課に直接提出するか、ご郵送ください。書類審査の後、プレゼンテーションをして頂きます。

詳しくは町ホームページをご覧ください。観光産業課までお問い合わせください。

※申請には一定の条件があります。

※審査の結果、補助対象にならない場合もありますのでご了承ください。

【申請期間】 窓口提出: 9月30日まで(土日祝を除く)

郵送: 9月30日必着

◆問合せ

観光産業課 ☎98-5521

8月10日(土)は「道の日」です

道路は、本来、人や車の通行を目的に整備されてきましたが、上下水道や電線などを収容する空間、災害時の避難路や火災発生時の延焼防止の空間、さらには歴史街道や道の駅のように、人々にやすらぎを与える場となるなど、様々な役割を果たしています。

このように、道路は私たちの暮らしに欠くことのできない大切なものですが、ゴミや空き缶のポイ捨て、車道と歩道の段差に乗り入れるための、ブロックや鉄板の違法設置、さらには違法駐車や自転車の放置などが日常的に見られます。

そこで、利用者が道路を常に、美しく、安全に使用することを目的に、毎年8月を「道路ふれあい月間」、8月10日を「道の日」としています。

これを機に身近な道路を見つめ直しましょう。

◆問合せ

地域整備課 ☎98-5523

9月5日(木) 午前11時開始

大阪880万人訓練

Osaka 8.8million drill



東日本大震災の際、地震発生時の判断と行動が生死を大きく分けました。
災害発生時にきちんと行動するには、正確な情報をいち早く知ることが大切です。
この訓練では、携帯電話メールや防災行政無線などにより訓練情報（開始合図）を発信します。地震発生時に、どのようにして情報を入手し、どのように対応するのかについて考え、行動するきっかけを提供します。

【と き】 9月5日(木) 午前11時開始

【内 容】 午前11時：地震発生！

・館内放送や屋外スピーカーなどで開始を知らせます。

午前11時03分頃：大津波警報発表

・訓練用の『エリアメール／緊急速報メール』が携帯電話など（対応機種のみ）に届きます。

<注意事項>

・緊急地震速報のブザー音ではありません。

・マナーモードでも着信音が鳴ります。映画館などでは電源を切ってください。

・大阪府全域向けのメール送信に続いて、2回目のメールを送信する市町村があります。

※携帯電話の対応機種については、各携帯電話会社にお問い合わせください。

・『エリアメール／緊急速報メール』に対応していない機種をお持ちの人は、以下をご利用ください。

●おおさか防災情報メール（登録者のみ）

気象、地震、津波情報、災害時の避難勧告・指示（緊急）や緊急のお知らせをメールで配信します。

(<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html>)

●Yahoo!JAPAN「防災情報」アプリ（登録者のみ）

大阪880万人訓練に合わせて、大阪府全域を対象にYahoo! JAPAN 独自の訓練情報が配信されます。

(<http://emg.yahoo.co.jp/>)。

●NTTドコモ「地震防災訓練」アプリ（登録者のみ）

事前に本アプリに訓練の日時を設定すると、設定した日時に

緊急地震速報のブザー音が鳴ります。

(https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/earthquake_warning/disaster_prevention/)

【目 的】 府内一人ひとりが、事前に考え、行動し、再確認して頂くために行う訓練です。

【訓練前】 地震や津波が発生したときに、どのような行動をするかを考えておく。

【訓練当日】 考えておいた訓練行動をする。

【訓練後】 地震や津波が発生したときに、命を守る行動ができるか再確認する。

・訓練でどのような行動を取るかを考えておき、9月5日(木)の訓練当日に実行しましょう！

・『大阪880万人訓練』の公式サイトにある訓練参加フォームを活用して、各団体の皆さんの訓練内容を知ってもらいましょう。

【日頃の備え】 ・背の高い家具などを留め具で固定し、家の中に「安全空間」を作りましょう。

・非常持ち出し品（ラジオ、懐中電灯などは電池も点検）を玄関に準備しましょう。

・避難後に再会する場所をあらかじめ決めておきましょう。

◆問合せ 大阪府 ☎06-6941-0351

ホームページ「大阪880万人訓練」(http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/trainig_top/)

府民お問合せセンター ☎06-6910-8001

※訓練当日は、電話がつながりにくくなることがあります。なるべく事前にお問い合わせください。

東京2020オリンピック聖火リレー 聖火ランナー募集

～オリンピック聖火が太子町を走ります～

大阪府では東京2020オリンピック聖火リレーのランナーを募集しています。

①プレゼンティングパートナー4社（日本コカ・コーラ、トヨタ自動車、日本生命、NTT）による募集

②大阪府実行委員会による募集

【募集期間】 8月31日(土)まで（①・②共通）

【応募方法】 ①各スポンサーのホームページから応募

②大阪府ホームページの応募フォーム、または、専用の応募用紙で応募

※応募用紙は大阪府ホームページからダウンロードできます。

【提出先】 ①各スポンサーのホームページ

②東京2020聖火リレー大阪府デスク

〒541-0058 大阪府大阪市中央区南久宝寺町3-1-8MP Rビル9階

【応募要件】 平成20（2008）年4月1日以前に生まれた人（①・②共通）

※詳しいことは、必ず各ホームページをご確認ください。

◆問合せ

大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課スポーツ振興グループ ☎06-6210-9324

環境

ペットボトルの品質検査が行われました

町では、回収したペットボトルを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会をとおしてリサイクルしており、毎年1回、品質検査が行われます。

今年度は6月4日(火)に品質検査が行われ、ペットボトル本体の内外の汚れやキャップの有無、異物の混入などの項目検査が行われました。その結果、大変高い評価で合格点を頂きました。

ごみのリサイクルは、住民の皆さんの適正な分別の上で成り立っています。判定結果によっては、ごみの引き取りを断られる場合もありますので、良質なリサイクルを行うため、これからもご協力をお願いします。

【ペットボトルの出し方】

1. キャップとラベルをはずしてください (キャップとラベルはプラスチック製容器包装として出してください)。
2. 中身を空にして水洗いしてください。
3. 半透明のごみ袋に入れて集積所に出してください。



◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

農業

南河内「大阪産(もん)めぐり」スタンプラリー

南河内の農林産物などに親しんでもらうため、大阪産(もん)を扱う農産物直売所や飲食店、農林関係施設などをめぐるスタンプラリーを行います。

参加店・施設から4か所のスタンプを集めて応募された人の中から抽選で、特賞、大阪産(もん)賞、または、各参加店・施設から提供頂いた大阪産(もん)農産物や施設利用券などの賞品をプレゼントします。

応募用紙は参加店・施設のほか、南河内の市町村農林担当課などでも配布しています。

詳しくは、大阪府南河内農と緑の総合事務所ホームページをご覧ください。

【と き】

9月13日(金)～12月1日(日)

◆問合せ

大阪府南河内農と緑の総合事務所地域政策室

☎25-1131 (内線210)

農業用ため池の届出制度が始まりました

7月1日に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。農業用ため池の所有者、または、管理者は、施設に関する情報などの届出が必要となります。

詳しくは、大阪府ホームページをご確認ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/chubunm/chubu_nm/tameikekanri.html (大阪府環境農林水産部農政室整備課)

◆問合せ

観光産業課 ☎98-5521

労働

求人・求職情報フェア in 南河内

～地元企業で働いてみませんか～

南河内の企業を集めた「求人・求職情報フェア」を行います。

就職面接会のほか、就職を希望する人、就労について悩み・相談のある人はぜひ、ご参加ください。

【と き】 9月4日(水)

午後1時～4時

【ところ】 すばるホール3階

【内 容】 求人企業による就職面接会、各種相談コーナー(労働相談、障がい者就業・生活相談、総合生活相談、ひとり親家庭生活相談、若者の就労相談、中高年齢者就業相談、シルバー人材センター就業相談、社会保険・労働保険相談、ハローワークによる就職活動相談)、マクドナルドのシニアの活躍できるお仕事紹介、セブン・イレブンのシニアスタッフお仕事説明会、働くことQ & A

パネル展示など

※就職面接会への参加を希望する人は、必ず履歴書をお持ちください(ハローワークカードをお持ちの方は同カードもお持ちください)。また、複数の企業との面接もできますので、予備の履歴書をお持ち頂くことをお勧めします。

◆問合せ

富田林市商工観光課

☎25-1000 (内線481)

働き方改革セミナー

時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金などに関する「働き方改革関連法」の解説及び企業における取り組みの紹介を行います。また、36協定締結の手続き方法を解説します。

【と き】 8月27日(火)

午後2時～4時30分

※申込は8月6日(火)開始。

【ところ】 河内長野市立市民交流センター3階 大会議室

【対 象】 中小企業経営者・労務管理担当者、労働者、その他関心のある人

【講 師】 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター特定社会保険労務士 杉本 浩康 氏

【定 員】 50人(先着順)

【参加費】 無料

【主 催】 雇用促進広域連携協議会(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村)、大阪府総合労働事務所

【共 催】 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、大阪労働局、大阪府社会保険労務士会大阪南支部

【協 力】 河内長野市商工会、富田林商工会、大阪狭山市商工会、南河内地域労働ネットワーク推進会議

◆申込・問合せ

河内長野市産業観光課

☎53-1111 (内線486)

Eメール sangyou@city.

kawachinagano.lg.jp

大阪府総合労働事務所南大阪センター

☎072-273-6100



障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、8月9日(金)までにご予約ください。

また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 8月15日(木)

午後1時～3時

【ところ】 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ
福祉課 ☎98-5519



金婚式を迎えられたご夫婦へ

町では、町内にお住まいの婚姻50年を迎えられたご夫婦に、心ばかりのお祝いをご用意しています。

該当されると思われるご夫婦は、8月

23日(金)までに、高齢介護課までお申出ください。

なお、9月(敬老月間)に各地域で行われます「敬老のつどい」(老人クラブ主催)でお祝いします。

※今年度該当されるご夫婦は、昭和43年9月2日～昭和44年9月1日までの間に婚姻届を出されたご夫婦です。

※町内に本籍のない人は、申し出の際に戸籍謄本を添えてください。

※戸籍謄本の取り寄せに時間がかかり、締切期日を過ぎる人は、高齢介護課までご相談ください。

◆問合せ
高齢介護課 ☎98-5538

「特別障がい者手当」・「障がい児福祉手当」

下記に該当する人は受給の対象となります。詳しくは、福祉課にご相談ください。

	「特別障がい者手当」月額27,200円	「障がい児福祉手当」月額14,790円
支給対象	満20歳以上の在宅の人で、身体、または、精神に著しく重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする人	満20歳未満の在宅の人で、身体、または、精神に重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため、日常生活に常時の介護を必要とする人
支給制限	(1) 病院などに3か月を越えて入院している人 (2) 施設に入所している人 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある人	(1) 障がい年金などの障がいを支給理由とする年金を受給されている人 (2) 施設に入所している人 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある人

【特別障がい者手当・障がい児福祉手当の現況届について】

現在、特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受給している人は、受給資格確認のため、現況届(所得状況届を含む)の提出が必要です。現在受給している人には、必要な書類が送付されますので、必ずご提出ください。

現況届が未提出の人は、提出されるまでの間、手当が差し止めになることがあります。

【提出期間】 8月13日(火)～23日(金)

【提出先】 福祉課

◆問合せ 大阪府富田林子ども家庭センター生活福祉課 ☎25-1131 (内線298・244)
福祉課 ☎98-5519

8月の「し尿」収集日	収集日	種類	8月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
	6日(火)	小型		もえるゴミ	2日・6日・9日・13日・16日・20日・23日・27日・30日 (毎週火・金曜日)
	6日(火)	一般		粗大ゴミ	14日・28日 (第2・第4水曜日)
	20日(火)	2回取り		ビン・カン混合	12日・26日 (第2・第4月曜日)
			金属類	7日・21日 (第1・第3水曜日)	
			ペットボトル	8日・22日 (第2・第4木曜日)	
			プラスチック製容器包装	1日・15日 (第1・第3木曜日)	

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。
※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。



児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出を忘れずに

【児童扶養手当現況届】

現在、児童扶養手当を受給されている人の受給資格は、7月31日(水)までとなっています。

引き続き児童扶養手当を受給するためには、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。

現況届を提出しないと11月分以降の手当を受けられなくなりますので、必ず8月1日(木)～9月2日(月)までにご提出ください。

なお、現況届の用紙が8月5日(月)を過ぎても届いていない場合は、子育て支援課へご連絡ください。

○児童扶養手当とは？

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、18歳までの児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

【特別児童扶養手当所得状況届】

現在、特別児童扶養手当を受給されている人の受給資格は、7月31日(水)までとなっています。

引き続き特別児童扶養手当を受給するためには、毎年8月に所得状況届を提出しなければなりません。

所得状況届を提出しないと8月分以降の手当を受けられなくなりますので、必ず8月9日(金)～9月11日(水)までにご提出ください。

なお、所得状況届の用紙が8月15日(木)を過ぎても届いていない場合は、子育て支援課へご連絡ください。

○特別児童扶養手当とは？

障がい児のいる家庭を支援し、児童の

福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の中程度以上の障がいのある児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

【受付時間】 午前9時～午後5時30分

※8月27日(火)は午後8時まで受け付けます。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

ひとり親家庭のための就業支援講習会 受講生募集

(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会では、下記の講座の受講生を募集しています。

往復ハガキに、希望の講座名と住所、氏名、年齢、職業、電話番号、志望動機、保育の有無(対象は2歳から就学前まで)を明記し、下記住所へお申込みください。なお、応募多数の場合は抽選になります。

○パソコン初級①

ワードの基礎とエクセル3級(25人)

【と き】 10月6日～12月1日 全8回
毎日曜日(11月10日休み)
午前10時～午後4時

【受講料】 7,000円(教材費含む)

【ところ】 高槻市立総合市民交流センター

【申 込】 8月6日(火)～9月6日(金)
(当日消印有効)

○日商簿記3級検定(25人)

【と き】 10月27日～1月26日
全11回 毎日曜日(12月8日、29日、1月5日休み)
午前10時～午後4時

【受講料】 5,000円(教材費含む)

【ところ】 東大阪市男女共同参画センター
イコーラム

【申 込】 8月27日(火)～9月27日(金)
(当日消印有効)

○介護福祉士(25人)

【と き】 10月26日～12月7日
全6回 毎土曜日

(11月23日休み)

午前10時～午後4時

【受講料】 5,000円(教材費含む)

【ところ】 大阪府谷町福祉センター

【対 象】 第32回介護福祉士国家試験申込者

【申 込】 8月26日(月)～9月26日(木)
(当日消印有効)

◆申込・問合せ

〒540-0012大阪市中央区谷町5-4-13
大阪府谷町福祉センター内 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター
☎06-6762-9498

マザーズサポートコーナー

子育て中の人々の再就職活動を支援するため、ハローワーク河内長野1階に「マザーズサポートコーナー」ができました。

求人検索パソコン2台のほか、「キッズスペース」や「授乳室」を設置しており、お子さん連れでもじっくりと仕事を探して頂けます。また、すぐ隣の職業相談カウンターで、「キッズスペース」でのお子さんの様子を見守りながら、職業相談、職業紹介を受けることができます。

◆問合せ

ハローワーク河内長野職業相談部門
☎53-3081(部門コード41#)

中小企業退職金共済制度

「中退共」は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立のため管理も簡単にできます。

◆問合せ

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-1234

	種 類	日 程	時 間	場 所	問い合わせ先
8月の相談	行政(国の行政に関すること)	13日(火)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	学務指導課 ☎98-5532
	人 権※2			住民人権課	☎98-5515
	就 労			観光産業課	☎98-5521
心配ごと	9日(金)・26日(月)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

ですが、この自己負担分の一部を助成する制度です。

更新対象者は、平成30年3月31日に老人医療の資格を有していた人で、更新時に次のいずれかに該当する人です。

- ①特定医療費（指定難病）受給者証、または、指定難病にかかっていることが証明できる書類をお持ちの人
- ②感染症法に基づく結核に係る医療を受けている人
- ③障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている人

老人医療制度は、平成30年4月1日に制度が廃止となりましたが、平成30年3月31日に老人医療証（黄色）をお持ちの人は令和3年3月31日まで経過措置の対象となります（更新時には、引き続き老人医療証を交付します）。

医療証の有効期限は、7月31日までとなっています。

更新のご案内は、7月下旬に郵送してまいります。

◆問合せ
保険医療課 ☎98-5516

税

個人事業税

第1期分の納期限は、9月2日(月)です。期限内に納付して頂きますよう、よろしくお願ひします。

8月に第1期分及び第2期分の納付書をまとめて送付します（口座振替ご利用の人を除きます）ので、納付時にはお間違ひのないようご注意ください。

※年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

※個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの（30万円以下のもの）については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK（マルチメディアキオスク端末）設置店（五十音順）

※納付には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。

◆問合せ
大阪府南河内府税事務所
☎25-1131

固定資産税の第2期納期限は9月2日(月)です

固定資産税の第2期納期限は、9月2日(月)です。忘れずにお納めください。

納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国

のコンビニエンスストアで納めることができます。

詳しくは、納付書をご覧ください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

平成31年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	7月1日	9月30日	12月2日	1月31日
固定資産税	5月31日	9月2日	10月31日	1月6日
軽自動車税	5月31日			

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。

また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1) 督促手数料

督促状を発送した場合、1通につき100円

(2) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.9%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6%）の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ
税務課 ☎98-5517

医 療

8月は老人医療（一部負担金相当額など一部助成）医療証の更新月です

《老人医療（一部負担金相当額等一部助成）制度》

医療機関で受診すると窓口で医療保険適用の自己負担分（1割～3割）が必要

心身障がい者児童生徒教育給付金 申請受付

支援学校（小・中学部）、または、町立小中学校の支援学級に自宅（町内在住）から通学している児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減することを目的に、給付金を支給します。

該当される人には、8月下旬に申請書類などを郵送します。お手元に届かない場合は、お問い合わせください。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

募集

「時代行列」参加者募集

～古代衣装を着て、時代行列に参加しませんか～

【と き】10月19日(土)

午後2時30分～4時

【と ころ】竹内街道(春日妙見寺～旧山本家住宅までの約1.5km)

※集合場所は役場です。詳しくは参加者にご案内します。

【対 象】町内在住の大人

【定 員】10人

※定員を超えた場合は抽選になり、当選者には後ほど通知します。

【参加費】無料

【申 込】8月1日(木)～15日(木)までに、総務政策課窓口、電話、または、ファックスでお申込みください。

※ファックスを送られる場合は、住所、氏名、性別、電話番号を明記し、ご送付ください。

※受付は、午前9時～午後5時30分まで(土、日曜日を除く)。

◆申込・問合せ

総務政策課 ☎98-0300

FAX98-4514

道の駅清掃員募集

道の駅「近つ飛鳥の里・太子」では、町でとれた新鮮な野菜や特産物などを販売しています。一緒に道の駅で働きますか？

近つ飛鳥の里・太子運営協議会では清掃員の募集をしています。詳しくはお問

い合わせください。

◆問合せ

近つ飛鳥の里・太子運営協議会

☎98-2786

第38回「人権啓発詩・読書感想文」の募集

大阪府では、人権や平和の尊さを訴えることなどを内容とする詩と読書感想文を募集します。

【対 象】

府内在学・在住の小・中学生、支援学校小・中学部生

【募集期間】

令和元年9月4日(水)まで

応募方法など、詳しくは大阪府人権局ホームページをご覧ください。

◆問合せ 大阪府府民文化部人権局人権企画課教育・啓発グループ

☎06-6210-9281

心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスターの募集

障がいのある人となない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。

入賞者には、賞状などを贈呈します。

【作 文】400字詰め原稿用紙(縦書き)

小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚

※点字や電子メールでの応募もできます。

【ポスター】小・中学生のみ。B3画用紙、

または、四つ切りサイズ画用紙(縦長のみ)

【募集期間】9月4日(水)まで

【応募方法】郵送(9月4日の当日消印まで有効)または、お持ち

ください。

※但し、土日、祝日は持込による受付は行っておりません。

◆応募・問合せ

〒540-8570

大阪市中央区大手前3丁目2番12号

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利援護グループ

☎06-6941-0351(内線2481)

FAX06-6942-7215

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/r1sakibunposuta.html>

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付は、お盆休みをご利用ください

マイナンバーカード(個人番号カード)受け取りの流れ

申込まれたマイナンバーカードができあがり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書(ハガキ)が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください。

15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください。住民人権課で本人確認のうえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

8月は休日交付日は設定しませんが、夏休みやお盆休みを利用することで、通常は平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人も受け取ることができる機会が増える月です。

まだカードを受け取っていない人は、ぜひ、この機会をご利用ください。

交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

太子町プレミアム付商品券

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の人の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行います。

●購入対象者

1. 平成31年度分の住民税が課税されておらず、かつ、平成31年1月1日時点で住民票が太子町にある人
※平成31年度分の住民税が課税されている人の配偶者、扶養親族など・生活保護の被保護者などを除く。
対象となる可能性のある人には8月下旬以降、申請書を郵送します（商品券の購入には申請が必要です）。
2. 3歳未満児子育て世帯（申請は不要です）
平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子が同居する世帯主

●販売額

1冊につき5,000円分（500円券×10枚）の商品券を4,000円で販売

●購入限度額

1. 住民税非課税者：1人につき5冊まで（最大20,000円で25,000円分の商品券が購入可能）
2. 3歳未満児子育て世帯主：対象児童1人につき5冊まで（お子さん1人につき最大20,000円で25,000円分の商品券が購入可能）

※分割販売（5,000円分の商品券を4,000円で購入、計5回購入可能）も行います。

●申請受付期間

受付開始は8月下旬以降を予定しています。

●購入方法

購入対象者には、9月中旬以降に購入引換券を送付します。

購入引換券及び身分証明書を持って、10月1日(火)から商品券販売場所で購入できます。

●使用期間

事前に登録された店舗で10月1日(火)～令和2年3月31日(火)までの間に使用できます。

●商品券販売場所

役場庁舎1階

※詳しくは決定次第お知らせします。

●使用可能な店舗

決定次第お知らせします。

●注意事項

- 一定の居住地を持たない人で、どの市区町村にも住民登録がされていない人については、平成31年1月2日以降であっても住民登録の手続きを行えば、申請をすることができます。
- DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童で、他の市区町村から住民登録を移さずに太子町にお住まいの人については、太子町で申請を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

●「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

市区町村や内閣府などがATMの操作をお願いしたり、手数料などの振り込みを求めることはありません。不審な問い合わせなどがありましたら、迷わず、町や最寄りの警察署にご連絡ください。

●プレミアム付商品券利用可能店舗への登録をご希望の事業者様

店舗の募集を開始しています。詳しくは、観光産業課（☎98-5521）までお問い合わせください。

◆問合せ プレミアム付商品券係（福祉課） ☎98-5568